

記入例

* 第 号

2・3号認定申請用

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等

松茂町長 殿

令和〇年〇月〇日

保護者 現住所 松茂町広島字〇〇〇
氏 名 徳島 太郎
電話番号 000 - 1234 - 5678

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

利用希望の 小学校就学前 子ども	フリガナ	とくしま りく		生 年 月 日		性 別	認定者番号
	氏 名	徳島 陸		令和〇年〇月〇日		男	※記入しないでください。
教育・保育の 希望を選択	保育を希望 2号認定 3号認定 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方 ※保育利用の理由が必要です。						
	更に保育必要量を選択 →		○ 保育標準時間 ※両親ともに週30時間(月120時間)以上の就労など				
			保育短時間 ※両親の一人が週24時間以上30時間未満(月64～120時間) の就労など				
教育を希望 1号認定		幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方					
教育・ 保育給付認定申請 子どもの世帯員 (同居の祖父母等を含む)	フリガナ 氏 名	子ども との続柄	生年月日	連絡先 (携帯電話番号など)	職業	勤務先、学校名学年など	障害者手帳の有無
	とくしま たろう 徳島 太郎	父	平成〇年〇月〇日	000-1234-5678	会社員	(有)まつしげ	有 ・ 無
	とくしま はなこ 徳島 花子	母	平成〇年〇月〇日	000-9876-5432	会社員	松茂 株式会社	有 ・ 無
	とくしま まつこ 徳島 松子	姉	令和〇年〇月〇日			A保育所	有 ・ 無
	とくしま ひろし 徳島 広	祖父	昭和〇年〇月〇日	088-699-0000	会社員	松茂建設	有 ・ 無
							有 ・ 無
							有 ・ 無
							有 ・ 無
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況				■ 受けていない □ 受けている 年 月 から支給			
住所歴の確認					ひとり親の場合の理由		
続柄	本年1月1日時点				□ 離婚 □ 死別 □ 未婚		
父	□ 松茂町 ■ 町外(旧住所:徳島市)				□ 別居 (年 月 日(ごろ) から		
母	■ 松茂町 □ 町外(旧住所:)				【 調停 □ 有 □ 無 】		
の子ども 現況も	1 保育関連施設等(施設名)に預けている。 ② 現在は就労していない(育児休業中含む。)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自宅で保育している。 3 その他 ()						
施設利用を希望する期間			令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで				
利用希望 施設名と 順番	① A保育所 (希望理由) 姉が通園しているため						
	② B保育所 (希望理由) 家から近いため						
	③ C保育所 (希望理由) 通勤路にあるため						
	④以下			支給認定書の交付の要・不要について		■ 必要 □ 不要	
次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。							
保育利用 の理由 (番号を記入)	続柄	番号	保育が必要な理由 (保護者の現況)				
	父	1- (1)	1 就労 1-(1)正職員 1-(2)パート・アルバイト 1-(3)自営業 1-(4)派遣社員 1-(5)内職 2 妊娠・出産 2-(1)妊娠中、出産後 2-(2)里帰り出産 3 疾病・障がい 3-(1)自宅療養、通院 3-(2)入院 3-(3)心身等障がいの手帳を保持 4 同居親族介護・看護 4-(1)自宅で親族を介護・看護 4-(2)子どもの看護 4-(3)入院、入所親族の看護				
	母	1- (2)	5 災害復旧 5-(1)震災、風水害の復旧 5-(2)火災等の復旧 6 求職活動 6-(1)就労内定 6-(2)起業準備中 6-(3)求職活動中 7 就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等 7-(3)職業訓練 7-(4)その他各種学校等 8 ひとり親 8-(1)離婚 8-(2)離婚調停中 8-(3)拘留等 8-(4)死別 8-(5)未婚				
希望する 保育時間	利用曜日 月 火 水 木 金 土			必要な利用時間 利用時間 通勤+就労時間 (通勤) 0.5+ (就労時間) 7.5 1日当たり利用 8 時間			

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入）		生活の現況 （就労、障がい等級、介護認定、疾病等）
父方	祖 父	〇〇 〇〇	61	同居・別居		就労
	祖 母			同居・別居		
母方	祖 父	〇〇 〇〇	67	同居・別居	徳島市	無職
	祖 母	〇〇 〇〇	62	同居・別居	徳島市	就労

誓 約 及 び 同 意 書

1 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、教育・保育給付認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)の利用の決定を取り消されても異議ありません。

2 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。

3 町は、施設型給付費等の教育・保育給付認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の町民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当

4 町は、給食費のうち主食費や副食費の徴収額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の町民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当

5 町は、施設等の利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。

6 町は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。

7 本申請については、新規認定申請が集中するなど、教育・保育給付認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は利用開始までにお知らせします。

上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名 徳島 太郎

下記の事項について、本申請の提出前に御承知おきください。

8 町は、上記3、4の情報に基づき決定した利用者負担額等を施設等に対して提示することがあります。

9 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第7項及び第8項、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押えなどの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。

10 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

（保護者の方は、以下記入しないでください。）

*所管課記載欄

受付年月日	年 月 日	システム入力確認 ☐	手帳確認	認定者番号
認定の確認	1号 2号標準 2号短 3号標準 3号短	年 月 日認定	認定否理由	
利用施設の調整	施設名	利用不可	受入れなし 定員満了 受入体制不能 指数低位 その他	
利用の期間	年 月 日から	入学 満3歳 2か月 産後2月 育休終了 地域型卒園 今年度末 まで 年 月 日		
備考				